

猪名川町地域公共交通実施計画調査支援業務の委託について

【協議事項】

令和3年度に策定した「猪名川町地域公共交通計画」において、主に「施策1 地域の実情に応じた持続可能な交通ネットワークの形成」、「施策2 交通結節拠点の機能強化及び整備」及び「施策3 料金体系の見直し」の具体的な事業計画を検討するため、昨年度業務（地域公共交通計画（素案）策定支援業務）を地域公共交通会議において発注し実施した株式会社建設技術研究所と随意契約することについて承認を求めます。

1. 随意契約理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（抄）

随意契約によることができる場合：その性質又は目的が競争入札に適しないもの

●本業務は、昨年度実施した地域公共交通計画（素案）策定支援業務に引き続き行う業務であり、随意契約とすることにより、昨年度調査時に得られた結果だけでなく、結果（数値）に現れない知見（関係者との折衝等）を有効に活用することができ、効率的に業務が進められる。

●上記事業者は、町が平成23年度、平成24年度に実施した「町コミュニティバス再編調査業務」、平成30年度、平成31年度に実施した「町公共交通ネットワーク見直し方針策定支援業務」、令和2年度に実施した「地域公共交通計画（素案）策定基礎調査業務」、地域公共交通会議が令和3年度に実施した「地域公共交通計画（素案）策定支援業務」を誠実かつ確実に履行した実績を有し、地域公共交通実施計画の調査・研究を行う中で、地域公共交通計画策定の過程・意図等を熟知し猪名川町の公共交通に最も精通していると認められる為、業務における協議・打合せの工期短縮と経費削減が期待でき、適正かつ円滑な業務が確保できる。

2. 調査（業務委託）の概要

地域公共交通実施計画調査支援業務は、猪名川町における公共交通に関する『マスタープラン』である地域公共交通計画に定める施策の具体的な事業計画を検討しようとするものです。なお、地域公共交通実施計画の策定は令和5年度末を予定しています。

3. 業務委託費

当業務委託については、町負担金により実施する予定です。